

一般財団法人
日本バウンドテニス協会
定 款

一般財団法人日本バウンドテニス協会 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般財団法人日本バウンドテニス協会と称し、英文では、JAPAN BOUND TENNIS ASSOCIATION Inc. Foundation (略称 J. B. T. A. I. F.) と表示する。

(事 務 所)

第2条 当法人の主たる事務所は、東京都港区におく。

(目 的)

第3条 当法人は、バウンドテニスを生涯スポーツとして位置付け、この普及を通して、国民の健康づくりと明るいコミュニティーづくりに寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) バウンドテニスの知識と実技に関する普及活動
- (2) バウンドテニス普及のための講習会およびスポーツ行事の開催
- (3) バウンドテニスの指導員、審判員の資格認定試験および育成研修会の開催
- (4) 全日本選手権大会およびブロック選手権大会ならびに親善交流大会の開催
- (5) 中央省庁および全国組織の団体が主催するスポーツの行事、祭典への参加、協力
- (6) 前各号のほか、前条の目的を達成するために必要な事業

(機関の設置)

第5条 当法人は、評議員、評議員会、理事、理事会、監事を置く。

(公 告)

第6条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する等の方法により行う。

第2章 加 盟 団 体

(加 盟 団 体)

第7条 当法人は、都道府県を単位とするバウンドテニス協会を加盟団体とする。なお、加盟団体登録規程は別に定める。

2. 加盟団体となろうとする団体は、理事会および評議員会の決議により加盟することができる。
3. 加盟団体が脱退しようとするときは、その理由を付して脱退届を提出し、理事会および評

議会の決議を経なければならない。

4. 加盟団体が資格を失ったとき、または当法人の加盟団体として不適当と認められるときは、理事会および評議員会の決議により、これを退会させることができる。

第3章 財産および会計

(資産の構成)

第8条 当法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 末尾に掲げる財産目録に記載された財産
- (2) 会計年度における次に掲げる収入
 - ① 補助金および加盟団体の分担金
 - ② 各種公認料および登録料
 - ③ 寄付金品
 - ④ 事業に伴う収入
 - ⑤ その他の収入

(基本財産および運用財産)

第9条 当法人の資産を分けて、基本財産および運用財産の2種とする。

2. 基本財産は、財産目録の財産および理事会で基本財産に繰り入れることを決議した財産で構成する。
3. 運用財産は、基本財産以外の資産とする。
4. 基本財産は、評議員会の決議に基づき、当法人の目的を達成するために会長が管理する。
なお、基本財産の一部を処分しようとするときまたは基本財産から除外しようとするときは、評議員会において、議決に加わることができる評議員の3分の2以上の決議を経なければならない。

(経費の支弁)

第10条 当法人の事業遂行に要する費用は、事業に伴う収入等の運用財産をもって支弁する。

(事業計画および収支予算)

第11条 当法人の事業計画書および収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会に報告するものとする。事業計画および収支予算を変更する場合も同様とする。

2. 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、評議員および債権者の閲覧に供するものとする。

(事業報告および収支決算)

第12条 当法人の事業報告およびこれに伴う収支決算は、毎事業年度終了後3か月以内に会長が作成し、財産目録、貸借対照表、事業報告書および損益計算書とともに監事の監査を受けたうえで、理事会および評議員会の決議を経なければならない。

2. 前項の書類とその監査報告書については、主たる事務所に5年間備え置き、評議員および債権者の閲覧に供するものとする。

(事業年度)

第13条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(分担金)

第14条 加盟団体は、別に定める分担金を毎年納入する。

2. 分担金の金額、支払い方法等は、加盟団体登録規程に定める。

第4章 評議員および評議員会

第1節 評議員

(評議員の構成および選任)

第15条 当法人は、次項および第3項により定める人数の評議員を置く。

2. 評議員は、各加盟団体がその理事または事務局長から1名を選任する。
3. 前項のほか評議員会の決議を経て、学識経験者の中から10名以内の評議員を選任することができる。
4. 第2項の規定によって選任された評議員がその評議員を選任した加盟団体の理事または事務局長でなくなったときは、評議員の資格を失う。この場合、第2項の規定によって選任された評議員の後任者は、評議員を選任した加盟団体から選任する。
5. 第2項または第3項の規定によって選任された評議員が理事または監事に就任したときは、評議員の資格を失う。この場合、第2項の規定によって選任された評議員の後任者は、評議員を選任した加盟団体から選任する。
6. 特定の評議員とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、評議員現在数の3分の1を超えてはならない。

(評議員の任期)

第16条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2. 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
3. 評議員は、任期満了しても後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(評議員の解任)

第17条 評議員が次の各号の一に該当するときは、評議員会の決議をもって解任することができる。

- (1) 当法人の名誉を毀損したとき。
- (2) 職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき。

(3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、またはこれに堪えないとき。

第2節 評議員会

(構成)

第18条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第19条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事および監事の選任および解任
- (2) 理事および監事の報酬等の額
- (3) 計算書類等の承認
- (4) 定款の変更
- (5) その他評議員会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

(開催)

第20条 定時評議員会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。

2. 臨時評議員会は、必要がある場合は、いつでも開催することができる。

(招集)

第21条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2. 会長は、評議員会の開催日の7日前までに、評議員に対し、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、その通知を発しなければならない。
3. 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項および招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第22条 評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(決議)

第23条 評議員会の決議は、法令またはこの定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次に掲げる評議員会の決議は、議決に加わることができる決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上の決議をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) 基本財産の処分または除外の承認
 - (4) その他法令で定められた事項
3. 前二項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第194条の要件を満たしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第24条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 前項の議事録は、議長および出席した評議員のうち議長が指名した2名以上の者が記名押印し、評議員会の日から10年間、主たる事務所に備え置く。

第5章 役員等および理事会

第1節 役員等

(役員構成)

第25条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事20名以内（うち会長1名。必要に応じて、副会長2名以内、専務理事1名、常務理事3名以内）
- (2) 監事 2名以内

(役員選任)

第26条 会長は、評議員会で推挙し、選任する。会長は、就任と同時に理事になる。

2. 会長以外の理事は、次の各号に掲げる者の中から、それぞれ各号に定める人数の範囲内で、評議員会において選任する。
 - (1) 本会の加盟団体が推薦する者9名
 - (2) 会長が推薦する学識経験者10名以内
3. 会長は、理事会の決議により代表理事に選定される。
4. 役付理事（副会長、専務理事および常務理事）は、理事の互選により定める。
5. 監事は、評議員会で選任する。ただし、監事は、理事を兼ねることができない。
6. 特定の理事とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事現在数の3分の1を超えてはならない。

(理事の職務および権限)

第27条 会長は、法令およびこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、当法人の業務を総理する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときまたは会長が欠けたときは、会長が予め指名した順序により、その職務を代行する。
3. 専務理事は、理事会の決議に基づき、当法人の業務を掌理する。
4. 常務理事は、理事会の決議に基づき、当法人の業務を分掌する。
5. 理事は、理事会を組織し、法令およびこの定款で定めるところにより、当法人の業務を決議し、執行する。

(監事の職務および権限)

第28条 監事は、理事の職務の執行および当法人の会計を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも、理事および使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務および財産の状況の調査をすることができる。
3. 監事は、第1項の報告をするために必要があるときは、会長に対し、理事会の招集を請求し、または理事会を招集することができる。

(理事および監事の任期)

第29条 理事および監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2. 任期の満了前に退任した理事または監事の補欠として選任された理事または監事の任期は、退任した理事または監事の任期の満了する時までとする。
3. 理事または監事は、任期満了しても後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(理事および監事の解任)

第30条 理事または監事が次の各号の一に該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることができる評議員の3分の2以上の決議によらなければならない。

- (1) 当法人の名誉を毀損したとき。
- (2) 職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき。
- (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、またはこれに堪えないとき。

(報酬等)

第31条 理事および監事に対して、その職務執行の対価として、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を、評議員会の決議を経て、報酬として支給することができる。

(取引の制限)

第32条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己または第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己または第三者のためにする当法人との取引
2. 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

第2節 理事会

(構成)

第33条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

第34条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事および役付理事の選定および解職
- (4) 評議員会の日時および場所ならびに目的である事項の決定
- (5) 規則の制定、変更および廃止に関する事項の決定

(開催および招集)

第35条 理事会は毎事業年度に2回以上、会長の招集によって開催し、当法人の運営全般を討議し決定する。

2. 会長は、自らが必要と認めたときまたは次の各号の一に該当するときは、その請求のあった日から2週間以内に臨時理事会を招集しなければならない。
 - (1) 理事が会長に対して、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求したとき。
 - (2) 監事が必要と認めて、会長に対し、理事会の招集を請求したとき。
3. 理事会の招集は、開催日の7日前までに、各理事および各監事に対し、会議の日時、場所ならびに目的たる事項およびその内容を記載した書面をもってその通知を発しなければならない。
4. 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事および監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。
5. 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。ただし、議決に加わることはできない。

(議 長)

第36条 理事会の議長は、会長とする。ただし、会長に欠員または事故があるときは、理事会において予め定めた順序に従い、他の理事が議長となる。

(決 議)

第37条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議 事 録)

第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 前項の議事録は、理事会に出席した会長および監事が記名押印し、理事会の日から10年間、主たる事務所に備え置く。

第6章 名誉役員、顧問、参与

(名誉役員、顧問、参与)

第39条 当法人に、名誉会長、名誉顧問、顧問および参与を置くことができる。

2. 名誉会長および名誉顧問は、理事会において任期を定め、理事会の決議を経て、会長が委嘱する。名誉役員は、評議員会に出席して意見を述べるができる。
3. 顧問および参与は、理事会の決議を経て、会長が委嘱する。顧問および参与は、当法人の運営の一般事項につき、会長の諮問に応じて意見を述べるができる。
4. 顧問および参与の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
5. 名誉役員、顧問または参与が、次の各号の一に該当するときは、理事会の決議によって解任することができる。
 - (1) 当法人の名誉を毀損したとき。
 - (2) 職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき。
 - (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、またはこれに堪えないとき。

第7章 事務局

(事務局)

第40条 当法人の事務を処理するため、事務局を設け、必要な職員を置く。

なお、事務局の規程は別に定める。

2. 事務局長は、理事会の決議によって選任および解任する。
3. 職員は、会長が任免する。
4. 職員は、有給とすることができる。

(備置き書類および帳簿)

第41条 当法人の主たる事務所には、常に次に掲げる書類および帳簿を備え置かなければならない。

- (1) 定款
 - (2) 評議員、理事、監事の名簿
 - (3) 認定、許可、認可等および登記に関する書類
 - (4) 評議員会および理事会の議事に関する書類
 - (5) 財産目録
 - (6) 役員等の報酬規程
 - (7) 事業計画書および収支予算書
 - (8) 事業報告書および計算書類等
 - (9) 監査報告書
 - (10) その他法令で定める帳簿および書類
2. 前項各号の書類および帳簿の閲覧については、法令の定めるところによる。
 3. 当法人の主たる事務所には、当法人が定めるところの資格認定に関する書類を備え置く。
 4. 前項の書類の閲覧については、第2項を準用する。

第8章 指導委員会

(指導委員会)

第42条 当法人に理事会の諮問機関として指導委員会を置くことができる。

なお、指導委員会の規程は別に定める。

2. 指導委員長は、理事会の決議を経て、会長が委嘱する。
3. 指導委員は、会長が委嘱および解任する。
4. 指導委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
5. 指導委員長が次の各号の一に該当するときは、理事会の決議によって解任することができる。
 - (1) 当法人の名誉を毀損したとき。
 - (2) 職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき。
 - (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、またはこれに堪えないとき。

第9章 各種規程および細則

(各種規程および細則)

第43条 この定款に定めるもののほか、当法人の目的達成と運営の円滑を図るため、次の規程および細則を定め運用する。

- (1) 加盟団体登録規程
- (2) 事務局規程
- (3) 指導委員会規程
- (4) 大会開催運営規程
- (5) 公認資格認定試験開催規程
- (6) 公認指導員資格認定審査規程
- (7) 公認審判員資格認定審査規程
- (8) 公認コーチ細則
- (9) 倫理規程
- (10) 処分規程

2. 規程および細則の制定、変更および廃止は、理事会の決議をもって行うものとする。

第10章 定款の変更ならびに合併、事業の譲渡、解散および清算

(定款の変更)

第44条 この定款は、評議員会において、議決に加わることができる評議員の3分の2以上の決議によって変更することができる。

(合併等)

第45条 当法人は、評議員会において、議決に加わることができる評議員の3分の2以上の決議に

より、他の一般法人法上の法人との合併または事業の全部もしくは一部の譲渡をすることができる。

(解 散)

第46条 当法人は、基本財産の滅失その他の事由による当法人の目的である事業の成功の不能その他法令に定める事由によって解散する。

2. 当法人の解散は、評議員会において、議決に加わることができる評議員の3分の2以上の決議によるものとする。

(残余財産の処分等)

第47条 当法人の解散にともなう残余財産の処分は、評議員会において、議決に加わることができる評議員の3分の2以上の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

2. 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第11章 付 則

(法令の準拠)

第48条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

(施 行)

第49条 この定款は、2019年12月25日から施行する。

沿 革

平成21年8月12日 制定

平成22年3月13日 改定

平成24年1月13日 改定

平成26年7月11日 改定

2019年6月 8日 改定

(財 産 目 録)

第1 基本財産

現金 300万円